

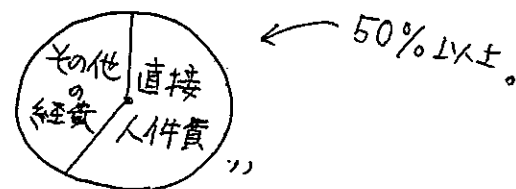
## 「コンテンツ活用促進事業費補助金」 Q & A 一覧

Q1 この補助金はいくらもらえるのか？

A1 「補助対象経費」の1/2が支給されます。支給額の上限は200万円です。(また、今回の補助金の予算総額は600万円です。)

Q2 「補助対象経費」とは何か？

A2 市内クリエイター等に支払う業務委託費です。たとえば、クリエイターの直接人件費、謝金、旅費、運搬費、業務委託費、印刷費などが対象ですが、「補助対象経費」の50%以上がクリエイターの直接人件費であることが必要です。



Q3 どのように補助事業を指定するのか？

A3 8月1日(締切日)までに申請があったものについて専門家による審査会を開き、得点の高い順に、総予算額(600万円)内で、補助対象事業を指定します。

Q4 補助金が支払われる時期はいつか？

A4 補助対象事業の完了・精算後となります。概算払いや前払いはありません。

Q5 札幌市内のクリエイター側だが、この補助金を申請することができるか？

A5 残念ですが、できません。コンテンツ等の事業を営んでいるクリエイター(企業、個人)は、企業と連携する側となります。補助金の申請者は、道内の中小企業となります。クリエイター(企業、個人)の皆様は、本補助金制度をご自身の営業ツールとしてご活用ください。

Q6 企業と連携するクリエイター側だが、一部業務を外注することはできるか？

A6 できますが、その経費は、業務委託費となり直接人件費とはみなされません。

Q7 道内の中小企業だが、自社内でコンテンツを制作する場合の人件費は対象になるのか？

A7 いいえ。自社内の人件費は「補助対象経費」にはなりません。人件費のうち補助対象と認められるのは、あくまでも、市内クリエイター等との間に発生する直接人件費分が補助の対象となります。

Q8 事業成果の公表・普及とは具体的にどういうことか？

A8 当財団でセミナーを実施する際の講師の依頼や、報告書等を作成する際に、「成功事例」「モデルケース」としてご紹介いただきます。詳細は適時協議させていただきます。

Q9 コンテンツ活用に当たり市内クリエイター等を、どこに発注したら良いか分からない[札幌市内のクリエイターを知らない]が、どうしたらよいか？

A9 札幌市内のクリエイターを直接ご紹介することはできませんが、ICC チーフコーディネーターによるクリエイティブコンサルティングをご利用いただくことは可能です。コンサルティングでは、貴

社のお悩みのご相談からクリエイティブの仕組みを導入する方法の提案などを行っております。また、貴社の経営課題に関するご相談は、市や国で行っているアドバイザー派遣制度等もごさいますので、こちらもご活用ください。(3回まで無料)。その他に、中小企業基盤整備機構の無料の経営相談等もごさいます。

[参考]

■ ICC「クリエイティブコンサルティング」<http://www.icc-jp.com/ja/2013/12/002303.php>

■ 札幌中小企業支援センター「中小企業アドバイザー派遣制度」

<http://chusho.center.sec.or.jp/E-1-2-1.htm>

■ 中小企業庁「ミラサポ専門家派遣制度」<https://www.mirasapo.jp/specialist/flow1.html>

■ 中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/consulting/index.html>

Q10 医療法人だが、本補助金の道内中小企業に該当するかどうか？

A10 北海道内に本社を有する医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人であって常時使用する従業員の数が300人以下である場合は、申請が可能です。

Q11 対象となる中小企業とは？

A11 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人をいいます。

補助金申請できる「中小企業基本法」第2条第1項各号に掲げる会社

会社	製造・建設・運輸業	資本金または出資の総額が3億円以下、もしくは、従業員が300人以下
	卸売業	資本金または出資の総額が1億円以下、もしくは、従業員が100人以下
	サービス業	資本または出資の総額が5000万円以下、もしくは、従業員が100人以下
	小売業	資本または出資の総額が5000万円以下、もしくは、従業員が50人以下

Q12 道内中小企業者とは何か？

A12 道内中小企業者とは北海道内に本社を有する中小企業者です。ただし、①発行済み株式の総数または出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ②発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ③大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除きます。

Q13 会社とは何か？

A13 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人です。

Q14 士業法人とは何か？

A14 士業法人とは、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び、行政書士法人です。株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人です。